

新型コロナウイルス感染拡大対策
雇用調整助成金セミナー
緊急対応措置対応版
(追加資料)

6月12日の要件変更について

社会保険労務士法人GOAL
代表社員 久保田慎平

■雇用調整助成金の受給額の上限引き上げ

①2020年6月12日付けの新型コロナ特例

○雇用調整助成金の受給額の上限引き上げ

1人あたりの日額（上限）を【8,330円→15,000円】へ引き上げる

○雇用調整助成金の助成率の引き上げ

解雇等せず雇用の維持に努めた中小企業への助成率を【10/10（100%）】へ引き上げ

■雇用調整助成金の受給額の上限引き上げ

②特例の対象期間等

○対象期間

2020年4月1日から9月30日までの期間を1日でも含む賃金締切期間（判定基礎期間）が対象

○申請済み・受給済みの事業主への対応

既に申請済みまたは、受給済みの事業主については、追加手続きは不要です。

申請済みでまだ受給していない場合には、追加支給分も含めて支給されます。

既に受給済みの事業主についても後日（7月以降）、追加支給されます。

雇用調整助成金の助成額の上限額を引き上げます (R2.6.12発表)

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律が成立しました。
これに伴い、雇用調整助成金の更なる拡充を行いました。

助成額の上限額の引上げ及び助成率の拡充

1. 助成額の上限額の引上げ

1人あたり日額8,330円 ▶ **「15,000円」**に引き上げ

2. 解雇等をせず雇用の維持に努めた中小企業の助成率の拡充

原則9/10（一定の要件を満たす場合は10/10など） ▶ **「一律10/10（100%）」**に拡充

- **令和2年4月1日から9月30日までの期間を1日でも含む賃金締切期間（判定基礎期間）が対象**です
- **すでに受給した方・申請済みの方にも適用**されます
- これから支給申請を行うものは、厚労省HPの様式をご活用ください
- 雇用調整助成金だけでなく、**緊急雇用安定助成金も対象**です

【遡及適用】（詳細はリーフレット「雇用調整助成金の受給額の上限を引き上げます」をご覧ください）

- 1及び2の引上げ及び拡充については、既に申請済みの事業主の方についても、**令和2年4月1日に遡って適用**となります。
なお、労働局・ハローワークで追加支給分（差額）を計算しますので、**再度の申請手続きは必要ありません**。
- 過去の休業手当を見直し（増額し）、従業員に対して**追加で休業手当の増額分を支給した場合**には、当該増額分についての追加支給のための**手続きが必要**となります。

緊急対応期間の延長

緊急対応期間の終期を3か月延長することとし（**令和2年9月30日まで延長**）、助成率の拡充に加え、これまでの特例措置も延長して適用することとしました。

出向の特例措置等

雇用調整助成金の支給対象となる出向については、**出向期間**が「3か月以上1年以内」とされていますが、緊急対応期間内においては、これを「**1か月以上1年以内**」に緩和しました。